

2016 年 1 月 29 日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」－条件変更された金融資産の認識の中止」に関する暫定的なアジェンダ決定に対するコメント

1. 当委員会は、「IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」－条件変更された金融資産の認識の中止」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）の 2015 年 11 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定（案）に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点をアジェンダに追加しないとする解釈指針委員会の決定に同意する。本論点は現行の IFRS の範囲内で解釈指針委員会が対処するには範囲が広すぎるからである。
3. しかしながら、解釈指針委員会のこれまでの議論において、金融資産の認識の中止に関する会計上の要求事項について、IASB が包括的に見直す必要があることが明らかとなっている。我々は、我が国の関係者の議論を通じて、当該会計上の要求事項の見直しは金融機関のみならず、非金融機関の財務諸表にとっても重要であるというフィードバックを得ている。
4. 当該状況に鑑みると、我々は、IASB が明確さと首尾一貫性の欠如に対処しないまま放置することは、少なくとも望ましくないと考えている。
5. 我々はまた、金融資産の認識の中止についての包括的な見直し（条件変更された金融資産の認識の中止を含む）を成功裏に終えることは、IASB により認識の中止について適切で堅牢な概念が開発されない限り、困難となるのではないかと考えている。我々は、IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「本公開草案」という。）において、認識の中止に関する目的とアプローチが記述されていることに留意している。しかし、本公開草案における認識の中止の記述は十分に堅牢とは言えず、そのため我々は本公開草案に対するコメント・レターにおいて、より明確な概念を開発するための作業を続けることを IASB に促している。
6. 我々は、概念フレームワークの見直しに係る IASB の現在進行中の審議（とりわけ、認識の中止に関する審議）が、困難な本論点を検討するうえで有用な基礎を提供することを期待している。このため、我々は、IASB が、概念フレームワークの審議の成果を

基礎として、本論点を中長期的なプロジェクトとして取り組むべきと考えており、解釈指針委員会は IASB に対しその旨を提言すべきであると考えている。

7. 我々のコメントが、解釈指針委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

関口 智和

企業会計基準委員会 委員

IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長